

鳥取県・岡山県共同アンテナショップビジネスセンターの長期利用に係る審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県・岡山県共同アンテナショップビジネスセンター利用要綱(以下「要綱」という。)に基づく、レンタルブースの長期利用に係る岡山県知事の承認手続等について必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 要綱第5条第1号アに規定するレンタルブースの長期利用ができる者は、次の各号の一に該当する者であって、岡山県内に本店又は主たる事務所を置くもの(以下「企業等」という。)とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者に該当する個人
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)第2条に規定する会社
- (3) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合
- (4) 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の商工業者等の支援を目的とする法人

2 ブース等は、次の各号の一に該当する企業等は利用できないものとする。

- (1) 企業等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 前2項に掲げるもののほか、長期利用ができる者は、次の各号のいずれの条件も満たす企業等とする。

- (1) 申請時点において岡山県税及び岡山県内の市町村税を滞納していないこと。
- (2) 過去に要綱第12条第2項に規定する利用期間の限度(36か月)以上に長期利用をしたことのない者であること。

(利用承認手続)

第3条 知事は、要綱第10条の規定により利用申請があったときは、当該申請者が次の各号の一に該当する場合を除き、別紙審査基準により申請内容を審査し、長期利用の承認の可否を決定するものとする。

- (1) 前条第1項各号のいずれにも該当しない場合
- (2) 前条第2項各号の一に該当する場合
- (3) 前条第3項各号のいずれかの条件を満たさない場合

2 知事は、申請を受け付けた日から30日以内に承認又は不承認について鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会会長(以下単に「会長」という。)に文書で回答するものとする。

3 要綱第12条第1項又は第3項の規定による承認期間の延長の申請に対する承認手続については、前2項の規定を準用する。

(会長からの協議に対する回答)

第4条 要綱第12条第4項の規定による退去の申入れ又は第14条第1項の規定による利用承認の取消しに係る会長からの協議があったときは、知事は速やかに意見を述べるものとする。

(事務の委託)

第5条 知事は、前2条の規定により知事が処理する事務を知事が適当と認める法人に委託するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年7月18日から施行する。

(別紙)

レンタルブースの長期利用に係る審査基準

1 目的

岡山県東京ビジネスセンターの施設のうち、レンタルブースの長期利用に係る審査に当たって、その公平、公正を期するため、審査の基準を設けるものである。

2 審査基準項目

- (1) 次の表に掲げる各項目については、それぞれ申請者が該当する要件の点数を当該申請者の得点とする。

基準項目	要 件	点数
申請者の種類について	中小企業基本法に規定する中小企業者であるもの	4
	中小企業者以外の会社であるもの	3
	中小企業等協同組合法に規定する中小企業等協同組合であるもの	2
	商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の商工業者の支援等を目的とする法人であるもの	1
岡山県外の活動拠点の有無	岡山県外に活動拠点を有していないもの	4
	首都圏（関東地方1都6県及び山梨県をいう。以下同じ。）に活動拠点を有していないもの	3
	首都圏のうち、東京都と県境を接していない3県（茨城県、栃木県、群馬県）に活動拠点を有しているもの	2
	首都圏のうち、東京都と県境を接している4県（千葉県、神奈川県、埼玉県、山梨県）に活動拠点を有しているもの	1
資本金の額又は出資の総額	5千万円以下又は個人事業者	4
	5千万円超1億円以下	3
	1億円超3億円以下	2
	3億円超又は会社以外の法人	1

- (2) 次に掲げる各項目については、それぞれ申請者の申請内容について、1点から10点の範囲で評価し、これを当該申請者の得点とする。

- ア 首都圏において行う自社にとっての新たな事業活動計画を具体的に有していること。
イ センターを利用することにより、アの事業活動の促進が期待できること。

3 承認の可否の決定

- (1) 各申請者の2の各項目の得点を加算し、合計点数（32点満点）の多い申請者から順に長期利用者として承認する。
(2) 合計点数が同点の申請者がいる場合で、当該同点者の数とそれより合計点数の多い申請者の数の合計が、貸出可能なレンタルブースの数を超えるときは、当該同点者の中でくじによる抽選を行い、長期利用者として承認する者を決定する。
(3) 利用を承認することにより、センター又はアンテナショップの適正な運営ができなくなると認められる申請者がある場合には、当該申請者については、得点の如何にかかわらず、承認しないことができる。